

郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

(設置)

第1条 全ての人々が将来に夢と希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することにより、更なる発展を目指すことができる持続可能な郡山の創造へ向けた基盤づくりを図るため、人口減少社会を見据えた取組について全庁的に協議する郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 人口減少社会を見据えた取組の全庁的な推進に関すること。
- (2) 人口減少社会を見据えた取組の総合調整に関すること。
- (3) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人口減少社会を見据えた取組に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の指示する事項について調査、検討（以下「調査等」という。）を行うため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には政策開発部長を、副幹事長には政策開発部次長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者及び幹事長が指名する者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会が行う調査等の経過又は結果について推進本部に報告しなければならない。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、政策開発部政策開発課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育長、水道事業管理者、技監、総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、生活環境部長、保健福祉部長、保健所長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設交通部長、都市整備部長、下水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、水道局長

別表第2 (第5条関係)

総務部総務法務課長、政策開発部政策開発課長、財務部財政課長、税務部市民税課長、市民部市民・NPO活動推進課長、文化スポーツ部文化振興課長、生活環境部生活環境課長、保健福祉部保健福祉総務課長、こども部こども未来課長、農林部農業政策課長、産業観光部産業振興課長、建設交通部道路建設課長、都市整備部都市計画課長、下水道部下水道総務課長、会計課長、議会事務局総務議事課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、水道局総務課長
